

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会
団体登録制度実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、主に国分寺市内で活動するボランティア団体（以下「団体」という。）が、社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会が運営するボランティア活動センターこくぶんじ（以下「センター」という。）に登録することにより、センターならびに団体相互の情報交換や協力、連携を促進し、各団体の活動活性化をさせることにより、地域福祉の推進を図ることを目的として団体登録制度を実施する。

(登録団体条件)

第2条 登録団体は、次のいずれの条件にも該当する団体とする。

- (1) 団体の事務所もしくは代表者宅が国分寺市内に所在すること。
- (2) 団体の活動が、主に国分寺市内であること。
- (3) 団体の活動目的が明示されており、かつ活動目的が社会貢献活動であること。
- (4) 本要綱の目的に賛同すること。
- (5) その他、センター長が認めた団体。

(利用できるサービスの内容)

第3条 登録団体は、以下のサービスを利用することができる。

- (1) ボランティア活動等に関する情報提供サービス。
- (2) センターのホームページの利用。
- (3) センター会議室の利用。
- (4) 印刷機・コピー機などのセンターの機材の使用。
- (5) 「ここねっと推進助成事業」の申請。
- (6) 団体の活動への協力・支援・相談。

(登録申請の手続き)

第4条 登録を希望する団体は、以下の申請書類に必要事項を記入の上、センターに申請する。

- (1) 団体登録申請書（様式第1号）
- (2) 団体の活動に関する資料（会則・会報等の団体の活動内容が分かるもの。）
- (3) 役員名簿
- (4) 会員名簿

ただし、継続登録の場合は、上記のうち新規登録時から改変のない事項に係る書類は省略できるものとする。

(登録の承認)

第5条 登録の承認は、センター長が決定し、助成事業審査会において報告する。

- 2 承認の可否の結果は、文書をもって通知する。

(登録期間)

第6条 団体登録の期間は、当該年度の4月1日より1年間とする。なお、年度途中で登録した場合は、登録手続き完了日より当該年度の3月31日までとする。

2 登録更新を希望する団体は、別途本会が定める期日までに登録更新申請書（様式第2号）をセンターに提出するものとする。

(活動報告)

第7条 登録団体は、センターからの要請に応じて事業報告書をセンターに提出しなければならない。

(懇談会等の開催)

第8条 センターと団体相互の情報交換、連携を図るため、登録団体連絡会を開催する。

(その他)

第9条 その他、この要綱に定めないことは会長が別に定める。

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

この要綱は、平成27年2月1日より施行する。